

「事業場認定に関する一般方針」等の一部改正に対する意見公募について

令和 8 年 8 月 25 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
国土交通省航空局安全部
安 全 政 策 課

国土交通省では、別添のとおり、「事業場認定に関する一般方針」等の一部改正を検討しています。このため、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を募集いたします。

お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

記

○意見募集対象

- ・「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」の一部改正案(別添)
- ・「技術通報(SB 等)の承認について」の一部改正案(別添)
- ・「航空機等の輸出のための証明書類の発行について」の一部改正案(別添)
- ・「航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」の一部改正案(別添)
- ・「事業場認定に関する一般方針」の一部改正案(別添)
- ・「航空法第 20 条第 1 項第 3 号の認定事業場が行う検査等に係る飛行の航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可について」の一部改正案(別添)

○意見送付方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)のパブリックコメント意見提出フォームにより日本語にて意見を提出するか、別紙の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。その際、必ず「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」等の一部改正(案)に対する意見公募」と明記して下さいようお願いいたします。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/>)の意見提出フォームから御提出下さい。

※添付ファイルは利用できません。

(2) 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:hqt-cab-aeg-kka@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

○意見募集期間

令和8年8月25日(火)から令和8年9月24日(木)まで(必着)

○注意事項

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

<意見提出様式例>

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)